

嵐山町議会平成25年第2回臨時会会議録
目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月20日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6
閉会の宣告	2 9
署名議員	3 1

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第149号

平成25年第2回嵐山町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年6月14日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成25年6月20日
2. 場 所 嵐山町議会議場
3. 付議事件
 - 1) 嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例を制定することについて
 - 2) 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定について
 - 3) 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
 - 4) 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番 森 一 人 議 員	2 番 大 野 敏 行 議 員
3 番 佐 久 間 孝 光 議 員	4 番 青 柳 賢 治 議 員
5 番 小 林 朝 光 議 員	6 番 畠 山 美 幸 議 員
7 番 吉 場 道 雄 議 員	8 番 河 井 勝 久 議 員
9 番 川 口 浩 史 議 員	1 0 番 清 水 正 之 議 員
1 1 番 安 藤 欣 男 議 員	1 3 番 渋 谷 登 美 子 議 員
1 4 番 長 島 邦 夫 議 員	

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

1 2 番 松 本 美 子 議 員

平成25年第2回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

6月20日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第36号 嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第37号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 5 議案第38号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第 6 議案第39号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

○出席議員（13名）

1番 森 一人 議員	2番 大野敏行 議員
3番 佐久間孝光 議員	4番 青柳賢治 議員
5番 小林朝光 議員	6番 畠山美幸 議員
7番 吉場道雄 議員	8番 河井勝久 議員
9番 川口浩史 議員	10番 清水正之 議員
11番 安藤欣男 議員	13番 渋谷登美子 議員
14番 長島邦夫 議員	

○欠席議員（1名）

12番 松本美子 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
安 藤 實 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長
小 久 保 錦 一 教 育 長

◎開会の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。第2回臨時会にご参集をいただきまして大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成25年嵐山町議会第2回臨時会は成立いたしました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 ただいまから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○長島邦夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、

第10番 清水正之議員

第11番 安藤欣男議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○長島邦夫議長 日程第2、会期の決定につきまして議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時より議会運営委員会が開催されておりますので、委員長にその報告を求めます。

安藤議会運営委員会委員長。

[安藤欣男議会運営委員長登壇]

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回臨時会を前にして、本日午前9時から議会運営委員会を開会いたしました。出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として長島議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。審議案件は、長提出議案、条例1件、

予算3件の計4件ということでございます。その後、委員会で協議した結果、第2回臨時会は本日6月20日の1日間とすることに決定いたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま委員長報告のとおり本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで若干の報告をいたします。

まず、議事予定につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。ご了承を願います。

次に、今臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、条例1件、予算3件の計4であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

次に、今臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

次に、今定例会において可決されました委員会提出議案、発議第2号 年金2.5%削減中止を求める意見書及び議員提出議案、発議第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書につきましては、内閣総理大臣及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承を願います。

以上で若干の報告を終わります。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第3、議案第36号 嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第36号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、嵐山町一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例を制定することについての件でございます。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の規定に基づく、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、一般職の職員及び町長等の給与を減額するため、本条例を制定するものでございます。なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第36号の細部につきましてご説明を申し上げます。

本日配付させていただきました参考資料をごらんいただきたいと思います。嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例についての概要でございます。この条例は、地方公務員の給与の改定に関する取り扱い等についての総務大臣からの要請を踏まえ、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化という課題に迅速かつ確に対応するため、嵐山町職員の給与等に関する条例の特例を定め、職員及び町長等の給与について削減するものでございます。

国は、地方公共団体に対し、本年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提といたしまして、今年度の給与関係経費8,504億円の削減を実施いたしました。これに対する嵐山町の影響額は、3,826万8,000円の減額であります。また、地域の元気づくり事業費として、全体として3,000億円の交付税措置が行われまして、嵐山町の影響額は1,215万3,000円の増額となります。これらの実質基準財政需要額の減額分、これを算出いたしますと、嵐山町では2,611万5,000円の減額となるため、この額を基準にいたしまして給与減額を実施するものでございます。

減額の内容でございますが、一般職の1級及び2級の職員は3%の減額、以下同様でございますが、3・4級が6%、5・6級が7%、技能労務職員6%でございます。減額の計が2,569万8,000円、減額前に比べまして5.7ポイントの減額でございます。特別職につきましては、町長15%、副町長、教育長各10%、減額の計は192万5,000円、合計でございますが、2,762万3,000円の減額を行うものでございます。

それでは、条例をごらんいただきたいと思います。第1条でございますが、趣旨規定でございます。

給与条例の特例第2条第1項でございますが、この条例の特例期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までと定めております。支給減額率につきましては、1級及び2級の職員は100分の3、3級及び4級の職員は100分の6、5級及び6級の職員は100分の7とし、技能労務職員については100分の6の減額をするものでございます。

第2条第2項でございますが、第1号につきましては、職員が公務上負傷し、休職した場合、第2号については結核性疾患、心身故障等により休職した場合、第3号につきましては刑事事件に関し起訴され、休職した場合における支給減額率の規定でございます。

第3項でございますが、勤務1時間当たりの給与支給額を減ずる規定でございます。勤務しない場合の給与の減額並びに時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当の額の基礎となる勤務1時間当たりの給与額を減額後の給与を用いて算出することとするための規定でございます。

第3条でございますが、育児休業に関する部分休業の規定におきまして、勤務しない1時間につき給与条例の規定の引用箇所についての読みかえを行うものでございます。

第4条でございますが、勤務時間条例に関する介護休暇の規定におきまして、勤務しない1時間につき給与条例規定の引用箇所について読みかえを行うものでございます。

第5条は、町長及び副町長の給与に関する給料月額を支給額を減ずる規定でございます。町長100分の15、副町長100分の10を減額するものでございます。

第6条は、教育長の給与に関する給料月額を支給額を減ずる規定でございます。100分の10を減額するものでございます。

第7条でございますが、給料額算出後の端数処理に係る規定でございます。

第8条は、委任規定でございます。

附則であります。施行期日でございます。本年7月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この本日配られた説明の中に、「防災・減災事業に積極的に取り組む」ということがありますが、これは具体的にどういうことを目指しているのか伺いたいと思います。

それから、次の一層のというところですが、まさかこういう文言が出てくるとは思わなかったのですが、地域経済の活性化の課題に迅速、的確に対応するためだと。これどうして職員の給与を下げることによって、地域経済が活性化するのか伺いたいと思います。

それから、町長、副町長、教育長、新しい給与は幾らになるのでしょうか。

それから、一般職、3%の1・2級の人、この平均の減額金額、3・4級の平均、5・6級の平均を伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、以上4点、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

まず、防災・減災、ここに書いてあります趣旨の規定でございますが、この辺は総務大臣からの要請に基づきというお話もいたしました。国のほうは東日本大震災のために復興財源としてやるという中で、地方もやっぱり防災・減災について、この給与の削減の中で頑張ってくださいというような要請の中でこういうふうな文言が入っております。

それから、それをするによって地域の経済の活性化も図られるのではないかといいものでございます。

それから、新たな三役の給与の関係でございますが、町長が15%減額になります。減額になりました給料月額が57万6,300円でございます。副町長につきましては、10%の減額でございます、51万8,400円でございます。教育長でございますが……教育長につきましては、ちょっと後でお答えをさせていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 続いて、4番目の質問について。

井上総務課長、どうぞ。

○井上裕美総務課長 平均の関係でございますけれども、1・2級の職員、大体月額のアバウトの数字ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、月6,000円ぐらいの減額になると思います。それから、3・4級の職員が6%でございます、3

・4級だと約2万円ぐらいになるかなと。5・6級だと2万8,000円ぐらいになるだろうというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 済みません。教育長の先ほどの減額でございますが、教育長は10%減をして、49万2,300円でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) よくわからなかった。わからないですよ。防災・減災がどういうふうに進むのか。ましてや地域経済の活性化がどうして進むのかというのは、全くわからないというか、むしろ安倍総理が進める方向と逆なことをやろうとしているわけです。国はもうやっているし、これを押しつけようと。押しつけているわけですよ、実際に。安倍総理はどういうことを言ったかということ、インフレ目標2%を目指しているわけです。インフレ目標2%を目指すことによって、どうして景気が好調になるのかということ、私などよくわからなかったのですが、2%の物価高で物が売れば企業はもうかると。企業がもうかれば従業員に高くその分払えと、給料が。高く払ってもらえれば、従業員はまた品物を買えと。企業がまたもうかると。このサイクルが起き上がるのだということで景気は好調になっていくと。そういうことで、安倍総理は今年の2月に経済三団体、日本経団連、経済同友会、日本商工会議所に対して賃金を上げるようにと、こういう要請をしたわけです。首相官邸にこの三団体を呼んで。これに応じてローソンなどは、引き上げを決定したわけでしょう。やっぱり給料を上げていかなかったら、景気はよくなるまいということが言えるのだと思うのですが、町長、どうですか。そのことは一致するのではないかと思います。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

給料が上がらないというお話がございました。これいつも何度も言っていますけれども、バブルがはじけて1990年以降というのは、ずっともう日本経済が、経済基盤が拡充、拡大をしていないわけです。そういう中で、こここのところまた起きてしまっ

た。それで、拡充も拡大も何もしないうちに、大震災に襲われてしまった。それで、その中でどうするかということになったわけですし、このところを書いてありますように、総務大臣からの要請を踏まえて、そして防災・減災、これを積極的に取り組んでいく。これ国が言っているわけです。そういう要請、そしてそういうものが行われるから、一層地域経済が活性化されるのだらうと。これも総務大臣が言っている、国が言っているわけです。そういうものを受けて私たちは粛々と実行をしてきたと。組合の皆さんと相談をしながら実行してきた。そういう状況でございます。ですから、川口議員さんの仰せするまでもなく、経済基盤が拡充しなければというのはおっしゃるとおりでございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 組合はこれに対して了解したのかどうか、1点伺うのを忘れていましたので、伺いたいと思います。

それで、同じような考えだということでもありますので、それでありがたいのですが、問題はこの総務大臣の要請というより、これは自治体への介入ですよ。これは強制的に交付税を削減してきているわけでしょう。これはちょっと伺いたいのですが、強制的な削減ですよ。伺いたいと思いますが。しているわけでしょう。これ国と地方自治体というのは、現行憲法では、同等だというふうに言われているのです。ただ、仕事の領域がそれぞれ違うだけであって同等だと。ところが、旧態依然という、今の憲法ができてもう六十五、六年たつのかな、その前の時代の感じで国はまだ思っているわけですよ、国のほうが上だと。だから、地方自治体は言うことを聞けというようなことで、このやってはいけないことを、交付税の削減というやってはいけないことを強行してきているわけで、こういうものを要請だなんて受けてはいけませんよ。これは勇気を持ってこういうことに対しては意見を言っていけないと、これは国は幾らたっても国のほうが上だという考えを変えませんよ。これぜひそれはやっていただきたいというふうに思うのです。それをちょっと伺いたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

組合との関係でございますけれども、正式な交渉ということでは6月3日と12日の

2回交渉を行いまして、6月の、昨日、19日でございますけれども、組合とは確認書という形で合意を取り交わしているというような状況でございます。

それから、交付税の関係、強制的なものかということでございますけれども、交付税については現実的に数字として削減額ということであらわされてきているのが今の状況でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 よろしいね。答弁漏れはないですね。

ほかに。

安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 私は1点お伺いいたしますが、今回地方公共団体ということで、基準財政需要額が既に基準の減額が行われたということでございますが、そういう中でこの措置、今までの措置の中で嵐山町が減額を算定すると2,611万5,000円の減額となると。それを目途に算定基準を計算をしたりして、今回の合意がなされたのかなというふうに思っておりますが、特に町長、副町長、教育長の減額について、一般職は3%、6%、7%ということで、平均的には5.7%になるのだと思うのですが、この町長が15%、副町長が10%というこの経緯が、そういう交渉事の中で、職員組合との交渉の中でこういう話し合いがあったというふうな捉え方をせざるを得ないのですが、この経緯と、あとは近隣の状況はどういう状況なのか。特別職の給与の減額、それから一般職の給与の減額、それぞれ町村によって当然置かれた立場が違いますから、変更がされているのだと思うのですが、その辺について、近隣の状況についてもお聞かせいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えをいたします。

初めの近隣の状況でございます。まず、隣の滑川町さんでございますけれども、町長、副町長、教育長、8.8%、同一の削減額でございます。小川町でございますが、小川町は既に15%の減額をしております、それプラス7%、ですから町長さんは22%、副町長、教育長は既に7%の減額している上に4%の減額を加えて11%、川島町は町長、副町長、教育長が10%、吉見町さんは町長、副町長、教育長が10%、それ

からときがわ町が町長15%、副町長、教育長10%、鳩山町さんは町長10%、副町長、教育長5%。これが私どもが今把握しているそれぞれの市町村の状況でございます。ただ、まだ吉見町さんはきょう臨時議会、小川町さんは6月27日、滑川町さんは6月26日ということでございますので、これが最終決定になるかどうかは不確定でございます。

それから、そういったこともございまして、近隣の状況等も調べました。その中で、10%ぐらいが、大体ほかの市町村が10%が平均だろうと。ただ、東松山市が市長さんは20%、副市長、教育長は10%、坂戸市は市長が20%、副市長が15%、教育長が10%と、市ではそういう形になっております。

そういったもろもろの事情の中、あるいは近隣市町村の状況、そういったことも考えまして、当初の予定では町長、副町長、教育長それぞれ10%がよいただろうという形で、組合のほうにも一応そういうような話をさせていただきました。その中で、先ほど申し上げた6月3日と12日に組合との交渉を行いました。12日の交渉の中で、その後組合からの要望、要求があったわけですけれども、町長もできれば痛みを感じてほしいということで、組合員も少ない給料の中で減額される。それも理解していただきたいというふうなこともありまして、10から15でお願いできないかという組合のほうからの要請がございました。それを受け、最終的に町長は15%を決断されたと。当初町長は20%というような話もあったのですけれども、組合からの要請が15ということでございましたので、最終的に15ということでございます。

さらに申し上げますと、嵐山町長あるいは副町長、教育長の給料そのものは、郡内でも決して高いほうではなくて低いほうでございます。小川町が町長、副町長等の給料を下げておりますので、そういった意味では小川が今低くなっておりますけれども、小川を除くと一番下のほうの金額、それをさらにそういう減額をしているということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 給与の引き下げというのは確かに、今川口議員からもご質問がありました。特に公務員については社会の目も大変厳しいというものがあって、ずっと下げの傾向ですね。これがいいのかどうか、今の国の政策からすれば、それは当然上向きを、地方経済の上向きをしなければいけないという観点からすれば、大変

じくじたる思いはあります。そういう中で、今回こうした町長が15%、副町長、教育長が10%ということで、嵐山町は差をつけたわけですが、結局はこの交渉事の中でそういうことになったという合意点が模索されたのだと思うのですが、最終的には減額前の5.7%、2,762万3,000円ですよね。これは目標額とすれば2,611万5,000円、これに近い数字をたたき出せばいい話なのでしょうけれども、最終的には2,762万3,000円という金額になりました。これは国に対して何かメリットは出てくるのですか。その辺もちょっと聞きたいと思うのですが、これに対する、また町長の考え方についても伺いをしたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えをいたします。

そもそものこの減額の始まりと申しますのは、去年の平成24年度のラスパイレス指数、これがございます。国が減額前の嵐山町のラスは99.6ポイント、減額後のラス、107.9です。全国の市町村が、国が減額しているわけですから高くなるのは当然でございます。ほとんどの市町村が、埼玉県もそうですけれども、100を上回っている。そういう中で、国の言い方としては、100に近づけてくださいよと、そういう話でございます。今回2,700万円を超える減額をしておりますが、この減額にしたもう一つの考え方といたしましては、嵐山町は107.9という減額後のラス、これをどうにか100に近づけられればいいのだと、そのことも考えておりました。それで、去年の国のラスパイレス指数の算出する表があるのですけれども、それに嵐山町の今年の4月1日の職員を張りつけて、25年度の仮想ラスというのを算定をいたしました。そうしますと、105.台、106を切るだろうというぐらいのラスになるのですけれども、そうすると今度の減額が5.7でございますので、そういった意味でも100に近づけると。国が最初に言ったのは100に近づける。例えば、川島町や鳩山町、ここは基準財政需要額の減額に対して今度の給与削減を行っているわけではなくて、100を超えた部分の減額をどういうふうにしていくかということで、今回給与の減額をしているわけでございます。2つの考え方がありまして、埼玉県は基準財政需要額が255億円削減されると。その中で225億円の減額をしたということです。埼玉県のラスは110を超えているのです。ですから、110を超えているということは、なかなか減額幅を大きくしないと、とても追いつかないということで、そういう国の当初の話にありました1・

2級は4.77、3から6級は7.77、それからその上ですね、7級から10級は9.77、この率を多分使っているのですけれども、そういう形と2通りの考え方がありまして、嵐山町は両方とも考えながら、この減額について検討をして、この数字になったという理解でお願いをしたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今回の減額につきましては、今も議員さんのほうからも話ありましたけれども、国が言い出したといえますか、こういうふうの流れで、経過とすると流れてきたわけですが、一番の根本というのが、防災、復旧復興、これをしっかりやりましょと。だけれども、国には金がないよということで、国家公務員の減額というのが始まって、国家公務員がやったのだから地方公務員も応援してもらおうということで、流れがこういうような形で来たわけです。それで、執行と組合との話し合いというようなことになってきたわけです。それで、その中で話し合いがついて、嵐山町では今お話ししたような形で組合の皆さんもご了解はいただいたと。もうはらわたが煮えくり返るような状況での了解をいただいたのだというふうに思っています。そして、組合の皆さんにも言ったのですが、私がいつも言っているように、私たちは町民の皆様に働かせていただいているのだと。ですから、町民の皆様のためにしっかり働くのだということで、これが大前提ですので、ここの話し合いもそういうものを念頭に置いてもらいたいと言ったのです。組合と執行側、町長側で話をして、これぐらいにしてくれ、ではこれぐらいでいいだろう。2者ではそれでいいかもしれないけれども、このところに町民、市民、国民がいるわけですから、その人たちがどういう経過で、どういう話になって、それで公務員が、嵐山の公務員が幾ら下がって、町長がどうなったというのは、この人たちが見て、それがどういうふうな形になるかというのは私たちにはわからない。これをやってからでないといけない、こういう状況が日本中にあるわけです。その中で、それぞれのところがそれぞれの地域に合った形で今話が進んでいる、こういうことであるわけです。

嵐山町では、私がお世話になって9年目になるのですが、職員に、地方公務員、職員にとってはいい話を一回もしたことないのです。給料が下がる、時間が長くなる、

人数が減る、いろんなようなことをお願いにお願いをしてきたわけです。ですから、ここに来てまた給料下がる。本当に気持ちはよくわかるのです。それで、周りの、嵐山の町長、三役の給料というのも組合の人たちは知っていると思うのです。私がお世話になったときには、選挙で、よくこのところ選挙で何%下げますと、選挙でありますけれども、私はそうではなくて、選挙が終わって行財政改革をやるに当たって、町民の皆様は無理なことをお願いをしていくわけだから、それには町長が先にやらなければいけないということで、審議会開いていただいて、それで周りを見ながら、嵐山町も高くなく、ぜひお願いしたいということで、一番そのときには安く設定をしていた、そういう状況があるわけです。ですから、それも職員として知っている、わかっているのだと思うのですが、さらに削減幅が少ないという話が出てきた。ですので、少ないのですからふやさなければいけない。この少ないというのも、やっぱりこういう経過の中で、課長からも話がありましたけれども、少ない給料の中で減るのだから、もっと減らせ。気持ちの問題だと思うのです。心情的なことを考えると、やっぱりわかるのです。そういうことを踏まえて20%と言ったのですが、やっぱり周りとのバランスもありますし、いろんなこともあって、15はという、組合もそういう話だということで、そういうことになったのですが、そういったいろんな話し合いの中で、それで組合員の皆様のご了解をいただく中で、このところに落ちついたということでございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今町長の話聞いて、苦労されているのだろうなというふうに思うのですが、もともと今回の改定については、先ほど課長から話がありましたように、人事院勧告に基づく改定ではありません。昨年の国会の特例法に基づく改定というもので、私はこれは受け入れるべきではないのではないかというふうに思うのです。もともと国家公務員の給与は、第三者機関である人事院が勧告をして決定をするものだということになっていたわけです。今回の改定はそういうことではなくて、民主党政権のときに、3党合意の中でこの改定を決めたわけです。時の政府がこういう形で国家公務員の給与を決めるということになれば、人事院そのものの機能が果たせなくなってしまう。私はそういうふうに思います。だからこそ、今回の改定を受け入れるべきではないというふうに思います。このときに人事院も政府に対して異議を申

し立てました。もともと公務員そのものは、労働面でのいろんな制約を受けて、だからこそ人事院が第三者機関として給与の査定をするのだということで今まで推移してきたわけです。そういう点では、こうしたものが通ってしまうのであれば、時の政府がいかようにも国家公務員の給与を決めてしまう。人事院そのものが、人事院そのものの機能がなくなってしまうというふうに思うのです。そういう点では、今違憲訴訟が争われているのです。これがどういうふうになるかわかりませんが、そういう点では私はこれを受け入れるべきではないというふうに思うのですが、まずその考えをお聞きをしてみたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

今回のこの件について、いろんな意見が当然出ているわけです。議員さんおっしゃるような内容のお考えの人も多くいると思いますし、そういうような微妙な部分も含んだことがあるから、日本中で大きな問題になっているのだと思うのです。しかし、幾つやりなさいというふうに国で決めたわけではないのです。そういうふうにお願いをしてやっているから、やらないところもあるし、やったところもあるし、これぐらいのところもあるし、これぐらいのところも、今回はそういう状況であるわけです。やらないところもある。

それと、もう一つあれなのは、人事院のという、もしそういうことになった場合には、これは人事院が国家だけではなくて公務員について、いろんな労働関係のそういう抗議も含めて制約はあるというのは私もよく理解していますし、そういう中であって、その人事院でやるべきこととはという話も当然そのとおりでと思うのです。しかし今回、先ほども言いましたけれども、私たちは町民の皆様に働かせていただいている。町民の皆様に不利な状況になっては、いたし方ない、申しわけない。いたし方ないではなくて、それでは申しわけない。ということで、交付税措置という、この制度が日本の中であって、それでしかも交付税がこれだけ今回の場合は減らされてしまう。ですから、それがもしこのところで、うちのほうはやらないよと言ったときに、この減らされた分というのは、誰がその分のあれをしようかといったら、町民の皆様のところに行ってしまう。ですので、どこの市町村でも、どこの県でも、そういうところを勘案をして、苦渋の選択だとか、いろんな言葉がありますけれども、今回の結論に、

あちこちのところまで至ったのだなというふうに思っております。ですから、それぞれの思いというのはいろいろあると思いますが、今回の件については微妙な点もあるなというふうに私は考えております。今後こういうことのないようにというのは、組合の皆さんとも話し合いをいたしまして、国のほうでは、これは今年限りだと。3月限りだという話も出ています。そうだから、今回は泣いて受けていただきたいという話もいたしました。来年4月からはこういうことはないというふうに私は確信をしております、お願いをしたということでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 当然こんなことがあってはいけないというふうに思います。そのための人事院ですから。そういう面では、国そのものが、要するに地方自治体にこういう形で影響を与えてくる。この特例法もそうですよ。さっき課長が説明あったように、やらなければ、やらなければというか、要するに地方交付税の削減分を給与の削減で穴埋めしなさいということではないですか。そういうふうに迫ってきているのです。これは、嵐山町小さい自治体かもしれない。だけれども、それを受け入れるからこぞどンドン、どンドンそういう形で出てくるわけではないですか。私はこれはもう憲法違反の問題だというふうにも思います。こんな制度を、国の方針を受け入れるべきではないというふうに思います。全国でも625万の人が影響を受けるというふうに言われています。それだけ大きな、公務員だけではなく準公務員の人たちも含めて、その公務員給与が民間の影響も与えるというふうに言われています。まして、国が認めた人事院の勧告でも何でもなし、政府そのものがそういう形で公務員の給与を削減し、自治体に交付税の削減を押しつけてくる、こんな制度を受け入れるべきではないというふうに思いますが、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

受け入れるべきでない。気持ち的にはそういうものはあると思います。しかし、そういう状況でなくて、何としても東北の復旧復興を加速をさせたい、どうにかしたい、そこが出発点であるわけです。それで、その金がないのだということになってしまったわけです。それで、このところが流れてきた。そして、交付税の関係の話になってきた。それで、そこのところをやらないで拒否したら、誰のところに行くので

すか、町民のところに行くわけです。そういうことを考えたときに、受け入れないとかいうことというのはとてもできないです。嵐山だけ、周りのところが全部受け入れないで、嵐山だけ受け入れるというのだったら話は別ですけれども、そうではなくて、だんだん、だんだんこういう状況になってきて、ほとんどのところが受け入れる状況になってきている。そういう中で嵐山だけ拒否をするということとはできないし、まして交付税が削減をされると。削減をもうされてしまっている状況の中で、町民に泣いてもらうわけにはいかない。私たちもそういうことを一緒に、この時を越えていかなければいけないのだなという認識も、ですから組合員の皆さんもご理解をいただいたのだというふうに思っております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 私は復旧をおくらせよう、復旧に予算をつぎ込むなというふうに言っているのではありません。当然、ここまたテレビの報道なんかでも、福島の問題、いろいろ言われています。復旧が遅くなっているということも承知をしています。それは、国がそのところにきちっとした予算をつけないからです。その予算をつけないで、こうした形で復旧に、言い方はおかしいかもしれないのですけれども、復旧に名をかりた公務員攻撃をすること自体が私は大きな間違いだというふうに思います。私たちは、取れるところから取りなさいと。そういう形で予算を、国家予算をつくるべきだというふうに提起をしています。収入の1億円以上の人たちは、税率が下がってきている。こういう人たちにもきちっと同じ税率を取りなさい、こういう提起をしています。そういうことによって、国の予算というのは出てきます。そういうふうに使いながら復旧に充てるべきだというふうに私は思います。こういう形で職員の給与を削り、自治体の交付税を削り、そういう形で復旧を進めるということは、復旧そのものも遅くなってきます。私はこうした国のやり方というものは、私は認めるべきではないというふうに思います。回答があれば教えてください。なければいいです。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんのご意見というのはお伺いをいたしました。先ほど来から話しているような状況で今回のことは流れて、そして組合の皆さんもご理解をいただいた、そういうことでございます。ですから、再度言いますけれども、理解をいただい

た、同意をいただいたといっても、はらわたが煮えくり返ると言いましたけれども、そういう状況があるのだろうなというふうに思います。しかし、大前提の、あの大地震、大災害を受けたところの復旧復興だと言われると、大きく反対はできないのです、誰も。ですから、公務員の給料が下がるという中で、国民の皆さんが大反対の動きというのは出てこないのです。これが現実だと思うのです。こういう中であって復旧復興を加速をしていく。そういうことを言われたら、そういう方向に頑張っていただくしかないな、私たちもそれなりの努力を、応援ができたのかなというふうに満足をする以外にないのかなという感じなのです。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） いろいろな、嵐山町の町民の目ということを考えてということとはわかるのですけれども、今防災・減災事業に対して積極的に取り組むためにと
言われておりますが、実際には復興事業が山口県の林道に使われているとか、そういったいろいろなことが報道されております。それに対して町は、このような事情、このような形で職員給与を減らし、でも実際に町民にどの程度の、影響があると言われるながらも町民にどれだけの影響があるかがわからないわけですよ。町民に、今現在の事業を行っていて、そして職員の給与を減額したことで、職員の熱意というものを減らすというふうな形があると思うと、今の国のあり方として、防災・減災事業が実際には復興債が別の形に使われていたりというものがぼちぼち出てきていたり、いろいろな形に出てきていますが、それについて町としてこういったものを減額するのであるという以上は、それなりの発言をしていくという方向があると思うのですが、今国の方向に全て同意するという形で、だから減額をしていくという形なのですけれども、それに対しては何のアンチとか異議申し立てもできる現状にないということなの
でしょうか、町村会では。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

申し立てというのがどういうことかわかりませんが、地方の六団体というのは、国と話し合いを重ねて、そして今回のことは3月までだと。4月から来年のことについては国と地方でしっかり話し合ってから行くのだということが話し合いができたわけ

です。それで動き出したわけです。ですので、嵐山町もその中の一つだというふうに考えております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私、地方六団体の動きというのがわからないのですけれども、地方六団体で防災・減災事業に対していろいろな、被災された地域の方たちというのは、この防災・減災事業を実際には自分たちの復興のお金というのが被災地に回ってきていないという状況もありますよね。それに対してのアンチテーゼというのですか、それはなさっていて、そしてなおかつこれを求めてくるということなのか、全く違う状況にあると思うのですが、その点については把握なさっているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の予算がいろんな形で使われているという今お話がございました。私は確認しているわけではないからわかりませんが、そういうようなニュースも確かに聞いております。だから、嵐山町はどうするのだ。そういうことは嵐山町はできないです、はっきり言って。ですので、一番近いのが町村会、そのほかにいろんなところが、議長会もあるわけです。そういう中の六団体の中で話し合いを詰めていって、今回の経過に至ったということでございます。ですので、何かの話というのは、地域の一番ちっぽけな、比企郡の町村会から始まったところに我々は話をし、県の町村会に届くように、県が国のほうに届くように、そういった努力をこれからはもちろんしていきますけれども、今何を発せられようといっても、発する力もありません。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） いろいろなことをするとき、全て国に従うというのが今嵐山町の場合は現状なのですけれども、そうではない形というのも行っている自治体もあると思うのです。そういった、それがなければ自治体運営ができていかないのではないかなというふうに思っているのですけれども、それについてはやっぱりいろんな町村と見比べてみて、そしてということと、1つ、嵐山町では唯一何かほかの町村と違うことというのをやっていますよね。医療費の窓口払いの廃止をしないというふうな形。それはご自分の考えでやっているわけなのだけれども、そういった視点というの、もう少し周りを見て、そしてやっていくという方向もあっていいかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

議員さんのご意見としてお伺いをさせていただきます。

○長島邦夫議長 ほかに。

[発言する人なし]

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

[10番 清水正之議員登壇]

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。議案第36号 嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例を制定することについて反対をいたします。

今回の給与改定は、人事院勧告を無視して国家公務員の給与を平均7.8%引き下げる特例法による改定です。もともと公務員の賃金や労働条件は、政府から独立した第三者機関である人事院が賃金、労働条件について勧告し、勧告に基づいて政府が法制化することになっています。しかし、今回の特例法は、民主、自民、公明の3党による議員立法で提案され、強制的に成立となったものです。こうした点では、今回の改定は、憲法違反であり、公務員の権利を奪うものです。同時に、地方自治体にも交付税の削減を強いるものです。また、今回のこうした措置は、公務員、民間を含めて625万人の労働者に影響を及ぼし、賃下げの悪循環に陥ることも指摘されています。こうした点で、今回の改正の理由は全くありません。よって、本条例に反対するものです。

○長島邦夫議長 ほかにいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○長島邦夫議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩といたします。再開時間は、11時10分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時11分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第4、議案第37号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第37号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例により、款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正するものであります。総額56億4,900万4,000円は変更ございません。なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第37号の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、18ページをお願いします。給与費明細書でございますが、特別職の給与費の下の比較欄をごらんください。町長等の給料143万3,000円の減額でございますが、町長分といたしまして91万5,000円、副町長分といたしまして51万8,000円でございます。

19ページをお願いします。教育長を含みます一般職の給与費の比較でございますが、給料欄2,426万3,000円の減額でございます。

20ページをお願いします。給料2,426万3,000円の減額の明細でございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、教育長が10%の減で49万2,000円の減額、一般

職の1級、2級3%で150万2,000円の減額、3・4級6%の減で1,138万7,000円の減額、5・6級7%で981万6,000円の減額、技能労務職員6%で106万6,000円の減額でございます。

それでは、10ページに戻っていただきたいと思います。歳出でございますが、それぞれの款で給与費明細書でご説明をさせていただきました町長、副町長と合わせますと2,569万6,000円を減額させていただきました。減額分につきましては、第2款総務費、財産管理費、ふるさとづくり基金管理事業のふるさとづくり基金積立金に防災・減債事業及び地域の活性化を図るため、2,569万6,000円を積み立てるものでございます。なお、積み立て後のふるさとづくり基金の残高は6,762万5,000円となるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第5、議案第38号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第38号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例により、款項の区分及び当該区分ごとの金額の補正をするものであります。総額6億7,630万1,000円は変更ございません。なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 議案第38号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、細部説明をさせていただきます。

補正予算書32、33ページをお開きください。今回の補正予算の内容につきましては、嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例に伴うもの、それから4月1日付の人事異動に伴い、会計間異動によるものがございます。

歳出ですが第1款公共下水道費、1項公共下水道総務費、1目一般管理費ですが、2節給料から3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金までの各節において、職員の給与費等を補正するものでございます。1目一般管理費の補正額184万1,000円の減額を行い、補正後の額を3,130万円とするものでございます。

それから、第2款浄化槽費、1項1目一般管理費ですが、やはり2節から19節の負担金補助及び交付金までの各節において、職員の給与費等を補正するものでございます。今回1目一般管理費の補正額289万5,000円の減額を行い、補正後の額を553万2,000円とするものでございます。

第4款予備費ですが、今回補正減額した分473万6,000円を予備費と計上し、補正後の予備費の額を1,476万6,000円とするものでございます。

補正予算書34、35ページをお開きください。給与費明細書ですが、(2)、給料及び職員手当等の増減分の明細は、区分給料293万4,000円の減額、その他の増減分として293万4,000円の減額の内容は、嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例に伴う額が53万2,000円であり、内訳としまして、一般職1・2級で3%の減額、減額の影響による予算減額が10万円、職員2名分でございます。一般職3・4級で6%減額、減

額の影響による予算減額が17万7,000円でございます。職員1名分でございます。一般職5・6級で7%減額、減額の影響による予算減額25万5,000円、職員1名分でございます。以上の特例減額の実施時期につきましては、平成25年7月1日からの実施でございます。

それから、会計間異動分としまして240万2,000円の減額は、4月1日付の人事異動に伴うものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

すみません。それから、区分2の職員手当等のところが漏れておりました。区分、職員手当139万1,000円の減額につきましては、その他の増減分としまして139万1,000円の減額の内容につきましては、やはり4月1日付の人事異動に伴う会計間異動に伴うものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第6、議案第39号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第39号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。事業費用を8,000円増額をし、4億4,243万7,000円とするものであります。また、資本的支出を19万3,000円減額をし、2億8,473万4,000円とするものであります。なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、議案第39号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書39ページをお開きください。今回の補正予算の内容につきましては、嵐山町職員の給与等の臨時特例に関する条例に伴うもの、それから4月1日付の人事異動に伴い、会計間異動によるものでございます。

第2条、収益的収支及び支出の予定額につきましては、支出第1款事業費用を8,000円増額し、補正後合計額を4億4,243万7,000円に、第1項営業費用を1万円増額し、合計額を4億2,241万4,000円とし、第2項営業外費用を2,000円減額し、合計額を1,302万3,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、支出の第1款資本的支出を今回19万3,000円減額し、補正後合計額を2億8,473万4,000円にし、第1項建設改良費を19万3,000円減額し、補正後合計額を2億5,976万2,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、18万3,000円の減額を行い、補正後合計額を5,884万2,000円とするものでございます。

44ページをお開きください。44ページ、給与費明細書でございます。ページ下段の表でございます。2、給与及び手当等の増減額の明細ですが、給料124万3,000円の減額、その他増減分124万3,000円の減額の内容は、特例減額に伴う分が139万5,000円の減額であります。内訳が一般職1・2級で3%減額、減額の影響による予算減10万3,000円、職員2名分、一般職3・4級で6%減額、減額の影響による予算減額53万

円、職員3名分、一般職5・6級で7%削減、減額の影響による予算減76万2,000円、職員3名分であります。以上の特例減額の実施時期につきましては、平成25年7月1日からの実施でございます。

それから、会計間異動分としまして、4月1日付の人事異動に伴うものが15万2,000円でございます。職員手当64万円の増額、その他の増減分としまして64万円の増減の内容につきましては、4月1日付の人事異動に伴う会計間異動分でございます。

48ページをお開きください。平成25年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第1号）でございます。収益的収入及び支出において、支出の第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費ですが、給料16万4,000円の減額をし、補正後の額を1億217万3,000円とするものです。

次に、1項2目配水及び給水費の内容ですが、給料は27万6,000円減額し、手当等について6,000円の増額を行い、補正後の額を7,295万1,000円とするものです。

4目総係費の内容ですが、給料は61万円の減額をし、手当等について105万4,000円増額し、補正後の額を8,308万1,000円とするものです。

第2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税は、人事異動に伴う会計間異動により、通勤手当の減少に伴い、2,000円の減額をし、補正後の額を137万8,000円とするものです。

49ページをごらんいただきたいと思います。49ページ、資本的収入及び支出において、支出の第1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費において、給料19万3,000円の減額をし、1項建設改良費の補正後の額を2億5,976万2,000円とするものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○長島邦夫議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成25年嵐山町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員